

# 君津市いじめ防止対策推進条例の制定について

## 1 趣旨

国は平成25年6月に「いじめは絶対に許さず、子供の気持ちに寄り添い、守る」という理念の下、行政・学校・保護者・地域住民など、社会総がかりで、いじめ防止に取り組むことを目的とした「いじめ防止対策推進法」が制定された。しかし、その後もいじめに関係する重大事態は後を絶たない状況であり、特に自殺事案における学校、教育委員会の対応への国民の不信感は強く、国はさらに「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を今年3月に策定したところである。

については、本市においても、子供の気持ちに寄り添い、守ること、学校・保護者・市民その他の関係者と連携の下、本市総がかりでいじめ問題を克服することを基本理念に掲げた「いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめ防止体制のさらなる強化を図るためのものである。

## 2 条例の特徴

- 基本理念を示し、いじめに関係する問題に対して、本市総がかりで取り組む。
- 自殺等の重大事態に対して、学校及び教育委員会の調査と並行して調査ができる、市長直轄の第三者調査委員会を置く。

## 3 施行期日

平成30年4月1日

## 4 条例の骨子

別紙のとおり

# (仮称) 君津市いじめ防止対策推進条例(素案)《骨子》

## 1 目的

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、市、学校、保護者の責務、並びに市民の役割を明らかにし、積極的かつ効果的ないじめの防止の対策及び解決を図るための事項を定めることにより、児童等が安全に安心して生活し学ぶとともに、健やかに成長することができる環境をつくることを目的とします。

## 2 定義

この条例において使用する用語の定義は、法の規定に則した定義とします。

## 3 基本理念

法第3条に規定する基本理念に即したものとします。

いじめの防止等のための対策について、「児童等がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、安心して学校生活を送れるよう、いじめが行われない環境を整え、児童等の気持ちに寄り添い、守ること」、「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、市、学校、保護者、市民その他の関係機関等の連携の下、本市総がかりでいじめの問題を克服すること」を目指して取り組むものとします。

## 4 市、学校及び学校の教職員、保護者の責務、市民の役割

基本理念にのっとり、いじめの防止等への取組み、いじめへの対応などについて、市、学校及び学校の教職員、保護者それぞれの責務、市民の役割を規定します。

## 5 基本方針

法第11条第1項の規定の文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針を参

酌し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「君津市いじめ防止基本方針」を定めます。

## 6 いじめの予防及び早期発見のための措置等

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために設置する（仮称）「君津市いじめ問題対策連絡協議会」に関することなどを規定します。

## 7 重大事態への対処

法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該学校及び教育委員会は関係機関等と連携し、適切な対処を行うとともに、当該重大事態に対する調査を行います。

学校及び教育委員会は、上記調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、その調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

また、当該学校は、教育委員会を通じて市長に調査結果を報告します。

## 8 市長の調査

重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該学校及び教育委員会の調査と並行して市長が調査を行うことができる旨を規定します。

また、市長が、当該学校及び教育委員会が行う調査が十分でないと判断したときは、再調査を行うことができる旨を規定します。

市長が行う調査は、市長の附属機関として設置する（仮称）「君津市いじめ第三者調査委員会」に命じて行うことを規定します。

## 9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定めます。

## 10 施行日

平成30年4月1日とします。